

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

11月

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ その1》

当支部ホームページに「会員専用」ページを設けました。専用ページでは会報「東基連」、当支部会報「労基ニュース」、「労基ニュース」掲載記事の関連資料、通達等がご覧になれるほか、定款・諸規定、議案書がご覧になれますので、ご活用ください。

パスワードは「aa5948」です。

支部行事のご案内

『令和5年度 足立荒川安全衛生推進大会』※無料です。

開催日：令和5年11月20日（月）

開場：ムーブ町屋 ムーブホール

荒川区荒川7-50-9 センターまちや3・4階

講演内容

1 「当事業場の安全衛生活動について」～ICTを活用した取組事例等～

社会福祉法人愛寿会 常務理事 竹内 淳 氏

2 「安全先取り企業風土づくりをめざして」

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 専門役 寺井 恵美子 氏

※ご案内・お申込書を同封いたしましたので、ぜひご参加ください。

『令和5年度 優良事業場見学会』

令和5年11月24日（金）に予定しておりました優良事業場見学会でございますが、流通関係の見学を予定していましたところ、増加傾向にある新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス感染予防のため、見学先から受け入れが困難との連絡があり、今回は中止することといたしました。大変申し訳ございませんでした。

『令和5年度 石綿作業主任者技能講習』

開催日 令和5年12月7日（木）、8日（金） ※2日間の講習です。

講習時間 1日目 9:15～17:00（受付開始8:45）

2日目 9:30～15:45（受付開始9:00）（終了時間は予定です。）

講習会場 王子工業会館 2階会議室（北区王子本町1-22-3）

受講料 15,180円 ※テキスト代（1,980円）及び消費税込み

※当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードができます。

年末年始無災害運動・ポスター等頒布のお知らせ

～健康と安全で 幸せつなぐ年末年始～

当協会支部では「第53回年末年始無災害運動」のポスター・のぼり等を斡旋頒布しております。パンフレットを同封しておりますのでご利用ください。

ご注文・お問合せは当協会支部事務局までよろしくお願いいたします。

令和6年四協会新年合同懇親会

令和6年1月25日（木）に日暮里ホテルラングウッド2階孔雀の間にて開催いたします。会員の皆様には別にご案内を郵送いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

《足立労働基準監督署からのお知らせ》

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

労働保険の加入手続きはお済みですか？

「11月を“労働保険未手続事業一掃強化期間”と定め、未加入事業に対して加入促進に取り組みます。」

労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。

正社員、派遣、パート、アルバイト等、雇用形態に関わらず、1人でも雇ったら労働保険に加入する必要があります。労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きをお願いします。詳しくは、足立労働基準監督署、東京労働局にお尋ねください。

※ お問い合わせ先

足立労働基準監督署 労災課

ダイヤル 03-3882-1189

東京労働局 労働保険徴収部適用・事務組合課

代表 03-3512-1628

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

—過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ—



《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ その2》

「令和5年版 過労死等防止対策白書」が公表されました

～睡眠と疲労、うつ傾向及び主観的幸福感などの関係について調査分析～

政府は、本日、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和4年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（令和5年版 過労死等防止対策白書）を閣議決定しました。

「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法の第6条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書です。8回目となる今回の白書の主な内容は以下のとおりです。

※「過労死等」とは

- (1) 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- (2) 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- (3) 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

「令和5年版 過労死等防止対策白書」の主な内容

1. 「過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定）」に基づく調査分析として、睡眠の不足感が大きいと疲労の持ちこし頻度が高くなり、うつ傾向・不安を悪化させ、主観的幸福感も低くなる傾向があること、芸術・芸能分野における働き方の実態、メディア業界や教職員の労災事案の分析結果等について報告。
2. 長時間労働の削減やメンタルヘルス対策、国民に対する啓発、民間団体の活動に対する支援など、令和4年度の取組を中心とした労働行政機関等の施策の状況について詳細に報告。
3. 企業や自治体における長時間労働を削減する働き方改革事例やメンタルヘルス対策、産業医の視点による過重労働防止の課題など、過労死等防止対策のための取組事例をコラムとして紹介。

❖当支部ホームページ（会員専用）から「過労死等防止対策白書」がダウンロードできます。

「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します

～「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化～

厚生労働省は、令和4年12月23日に都道府県労働局において「荷主特別対策チーム」を編成し、「荷主特別対策担当官」を中心に、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行っています。

一方、国土交通省では、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」といいます。）に基づく発着荷主等への「働きかけ」等が行われてきたところですが、新たに本省・地方運輸局・運輸支局に「トラックGメン」が設置され、発着荷主等への監視体制の緊急強化が図られました。

【トラックGメンの設置に伴う国土交通省との連携強化の概要】

○発着荷主等の情報を国土交通省に提供します

トラックGメンによる働きかけ等の対象選定に活用されるよう、厚生労働省ホームページ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた発着荷主等の情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を、広く国土交通省に提供します。

○「荷主特別対策担当官」が、トラックGメンによる「働きかけ」等に参加します

地方運輸局・運輸支局のトラックGメンが、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、荷主特別対策担当官も参加します。

労働基準監督署は、発着荷主等への要請の際、「標準的な運賃」も周知します

○労働基準監督署が、発着荷主等に対する要請の際、標準的な運賃(※)も併せて周知します。

※トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものを。

❖当支部ホームページ（会員専用）からリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」がダウンロードできます。

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます ※無料です

～毎年11月は過労死等防止啓発月間です。～

会 場：ワイム貸会議室 荻窪 2階（東京都杉並区上荻1-16-16 ユアビルI）

日 時：令和5年11月21日（火） 14:00～16:30

内 容

- 東京過労死弁護団より報告
- 取り組み事例紹介
ハラスメントとジェンダーギャップ・不平等
酒井 かをり 氏（株式会社小学館）
- 講演
「パワーハラスメントを防止するために」
株式会社クオレ・シー・キューブ 代表取締役会長
岡田 康子 氏
- 過労死を考える家族の会 体験談



育休動画「取れる！育児休業」を配信します

令和3年の育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）の改正において男性の育児休業取得を促進するため創設された「産後パパ育休制度」が、施行から1年を迎えました。

東京労働局では、このタイミングを捉え、育児休業制度の内容をより分かりやすくお伝えするべく、「取れる！育児休業」と題した特設ページを開設しました。

特設ページ内にて、新たな育休解説動画である「3分でわかる！育児休業」シリーズのほか、会社に妊娠を報告する際のフォーマットを、配信しています。

○特設ページ内 「3分でわかる！育児休業」シリーズとは

労働者、人事労務担当者、管理職の方など、さまざまなニーズにお応えできるよう、育児休業を12の切り口から、それぞれ3分にまとめた説明動画です。社内研修にも活用いただけます。

【解説動画のシリーズ例】

- ・妊娠判明 ・育休？自分は取れる？
- ・産休・育休…お金のこと ・保育園と育休
- ・会社の義務・禁止事項 ・管理職研修！ ほか

○妊娠報告フォーマットとは

自分が（配偶者が）妊娠したことを、勤務先に伝えたいけれど、何をどう伝えたらいいのかわからない、という労働者の方向けに作成した、必要事項を盛り込んだ東京労働局オリジナルの様式（ママ用もパパ用もあります）です。（法定様式ではありません。）

これをダウンロードして勤務先の人事労務担当部署に送るなど、スムーズな育児休業の取得に向けて、活用されることを期待しています。

❖当支部ホームページよりリンクできますのでご活用ください。